

一般社団法人長崎県社会福祉士会
懲戒に関する規則

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、(公社)日本社会福祉士会における倫理綱領・行動規範の遵守による一般社団法人長崎県社会福祉士会(以下「本会会員」という)の倫理性の維持・向上を目的とした苦情対応及び懲戒において、公平の観点から全国で統一的な調査及び審議を行うために基本的な事項を定めることを目的とする。

(苦情受付)

第2条 本会に所属する正会員に対する苦情は本会で受け付ける。

(調査・審査)

第3条 受け付けた苦情は(社)日本社会福祉士会に通知し、その調査及び審査は(公社)日本社会福祉士会に委託する。

(処分)

第4条 本会は(公社)日本社会福祉士会が行った調査及び審査結果にもとづき懲戒処分を行う。

(通知)

第5条 懲戒処分の結果については、本会与(公社)日本社会福祉士会の連名で苦情の申立人及び被申立人に通知する。

(公表)

第6条 懲戒処分の公表については、本会与(公社)日本社会福祉士会の連名で行う。

(委託契約)

第7条 第2条から第6条にかかる事項を執行するため、別途、本会与(社)日本社会福祉士会の間で業務委託契約を結ぶ。

(委任)

第8条 この規則に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 平成23年6月12日制定
2. この規則は(公社)日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。
3. 平成26年4月1日改正